

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

|            |   |
|------------|---|
| Title      | 近代内モンゴル民族主義運動における思想と運動：民族主義運動組織化の思想的枠組み（1924～1933年）   |
| Author(s)  | 哈木格図,   |
| Citation   | 広島大学大学院総合科学研究科紀要. III, 文明科学研究, 14 : 1 - 24  |
| Issue Date | 2019-12-31  |
| DOI        |   |
| Self DOI   | <a href="https://doi.org/10.15027/48899">10.15027/48899</a>   |
| URL        | <a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00048899">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00048899</a>   |
| Right      | 掲載された論文, 研究ノート, 要旨などの出版権・著作権は広島大学大学院総合科学研究科に帰属する。<br>Copyright (c) 2019 Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University, All rights reserved. |
| Relation   |   |



# 近代内モンゴル民族主義運動における思想と運動 — 民族主義運動組織化の思想的枠組み（1924～1933年）—

哈木格図

広島大学大学院総合科学研究科

## Thoughts and Movements in Inner Mongolian Nationalist Movement in Modern Time: The Philosophical Framework of Nationalist Movement Organization 1924-1933

HAMUGETU

Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

### Abstract

Regarding the Inner Mongolian Nationalist Movement in modern history particularly that from 1924, the researchers are convinced that there were two distinct types of nationalist movements: traditional power elites' movement and people-oriented elites' movement. A lot of researchers claimed that the self-determination movement of the People's Revolutionary Party of Inner Mongolia (PRPIM) in the period between 1925 and 1927 was a representative people-oriented elites' Movement. But from the beginning, the party was under the strong influence of democracy and always contained the possibilities, and sometimes the active symptoms, of a political revolt against the ruling princes, namely traditional power elites.

On the other hand, the ruling princes and their staffs formed a nationalist movement organizational theory. I use the term "unified action of banner-league" to explain the theory. Wu Heling strived to unite the two types of nationalist by inviting the former member of the PRPIM to the unified action of banner-league. But his movement was failed because of the unbalance between the republicanism that comes from his activity. Demchugdongrob (one of the princes in Inner Mongolia) strived to fix it.

This study attempts to discuss the philosophical framework of nationalist movement organization in the period between 1924 and 1933, by focusing on Bai Yunti, Wu Heling, Guo Daofu, and Demchugdongrob's thoughts.

**Keyword:** Inner Mongolia, Nationalist Movement, Organization, Framework, Elites

### 1. はじめに

2019年、中華人民共和国が成立してから70

年目にあたる。一方、現在中華人民共和国の一部を構成している内モンゴル自治区の成立日は1947年の5月1日となっており、2017年8月8

日に首府フフホトで盛大な 70 周年記念大会が開かれたことはいまだ記憶に新しい。内モンゴルの人々はよく中華人民共和国より 2 年も前に自治区を設立したことを誇りにしたりするが、1947 年につくられたのは内モンゴル自治政府であり、内モンゴル自治区と改称されたのは 1949 年 12 月 2 日のことである（ボルジギン 2011：289～290）。当政府は、第二次世界大戦末期の 1945 年 8 月 18 日にハーフンガー、ボヤンマンダフらの満洲国<sup>1</sup>の旧官吏によって「復活」された内モンゴル人民革命党（以下、内人党）が翌年の 2 月 15 日に樹立した東モンゴル人民自治政府とモンゴル人中国共産党員ウラーンフーが指導した内モンゴル自治運動連合会の二つが合併してできたものである（ウラディン 2015）。内モンゴルが地域的に統一されたのは、この内モンゴル自治政府の成立以降であるが、内モンゴル自治区の領域は日本の敗戦後に勃発した「自治運動」<sup>2</sup>の結果として一挙にできたのではなく、20 世紀前半にわたって展開された、清朝による対モンゴル分割統治<sup>3</sup>を克服するとともに、中華民国による行政・経済的統合政策に対抗する近代内モンゴル民族主義運動の蓄積の結果である。

近年、内モンゴル近代史に対し、日本の支配が果たした役割が明らかになりつつあり<sup>4</sup>、また 1910 年代に関しても実証的な研究が進められている<sup>5</sup>。しかし、1920 年代から 1937 年前後（満洲国の支配下にあった東部内モンゴルの場合は 1932 年前後）の時期について、先行研究の殆どが内人党<sup>6</sup>と徳王<sup>7</sup>に着目し、多角的・総合的な視野を欠いていると言わざるを得ない。また、近代内モンゴル民族主義運動は、往々にしてその対外的な問題に限定して検討されてきた。したがって、内モンゴル近代史の全体像はいまだに不明瞭なのである。

本稿の目的は、近代内モンゴル民族主義運動における運動と思想の関係、具体的に言えば、民族主義運動組織化の思想的枠組みを解明することである。

そこで本稿は、1924～1933 年におけるモンゴル人エリート<sup>8</sup>、すなわち王公・官僚と近代知識人の思想交流を分析し、彼らが百靈廟自治運動

の発動に際し、民族主義運動についていかなる組織化の思想をもつに至ったのか<sup>9</sup>を考察する。これにより、従来の研究にはなかった新たな視点を近代内モンゴル民族主義運動研究に与えることが可能であると思われる。行論に際しては、呉鶴齡（ウネンボヤン、1896～1979）<sup>10</sup>、白雲梯（チェレンドンロブ、1894～1980）、郭道甫（メルセ、1894～？）<sup>11</sup>、徳王、および彼らとの関わりが深い札奇斯欽（1915～2009）、ラティモア（1900～1989）<sup>12</sup>等の著作・回想録、当時の新聞・雑誌や日本語・漢語の公文書や同時代史料などを適宜利用した<sup>13</sup>。

## 2. 1911～1924 年の内モンゴルと「盟旗統一行動」

1911 年 12 月 1 日、辛亥革命を契機に、ハルハの王公・仏教勢力が中心となり、モンゴルの独立を宣言し、高僧ジェブツンダンパ八世を君主とするボグド・ハーン政権が誕生した。当政権は建国について帝政ロシアの支援を求める一方、独立宣言の直後から清朝の配下にあった諸「モンゴル」に対し帰順勸諭を行い、内ジャサグ 49 旗のうち、少なくとも 35 旗が帰順表明をした<sup>14</sup>。

ここで、ゲンサンノルブ（1872～1931、ジョスト盟ハラチン右旗ジャサグ親王）の活動に注目し、当時の政治情勢を整理する。ゲンサンノルブは内ジャサグ王公の中で最も有力な人物の一人であり、当時は北京に駐在していた。満洲宗室と婚姻関係を持つモンゴル駐京王公の当時の行動は君主制の擁護にあり、皇帝退位後にはじめてモンゴル独立に目を向けたのである（橋 2011：67～69）。1912 年 3 月 6 日、ゲンサンノルブは、兵乱で混乱する北京を離れ、独立運動を計画した。彼は清朝末期における自らの学校・軍隊・実業などの諸活動をすべてモンゴル独立のための準備活動として位置づけた。しかし、それに呼応する者がほとんどいなかった。その後、彼はボグド・ハーン政権と連絡を取った。また、日本の援助をえることによって自己の独立的立場を主張しうる実力を蓄えることをめざすが失敗した。8 月、彼は袁世凱からの度重なる要請を無視できず、蒙蔵事務

局の総裁に就任した（中見 2013：150～163）。

この時期、民族主義運動を展開するに際し、グンサンノルブは、「蒙古が利益を自衛する」には「内蒙〔内ジャサグ〕を聯合して一の強固たる団体」を作るべき、つまり各盟旗が統一行動（以下、「盟旗統一行動」）を採るべきだと考えていた。さらに、「各王公を合同して団体を組織する」、つまり王公を「盟旗統一行動」の主体にして王公同士の提携をなにより重視した（葛生 1935：326～328）。清朝は旗民を清朝皇帝の公民（ソムニ＝アラド）とする法秩序を構築しているが、各旗内部では王公の父系血縁関係（氏族部落）が社会管理の基盤であり、王公爵は属民の保有を前提としおり、爵位の授与を通じて、彼らは属民に対する主としての地位が清朝に公認されていた（小貫 1993：55～56、岡 2011：268）。つまり、王公は清朝に爵位を附与された支配氏族成員であり、清朝に旗民とされた人たちは、彼らの属民であり、こうした意味で清朝はモンゴル社会内部に自己の支配を維持する権力装置をほとんど配置していない（岡 2010：308）。後述するように、近代知識人によって属民の地位に置かれた人たちは、一括に「奴隷」として見なされた。しかし、1841～1846年の間にモンゴル・チベット大旅行をしたフランス人のラザリスト会士 Régis-Evariste Huc（1812～1860）のモンゴル社会に対する考察によれば、モンゴル社会内部の従属関係は奴隷制とは言い難いものであり、実際、旗内の役職は、ジャサグの副手である協理に王公貴族が任命された以外、身分制度の制限を受けていない（耿 2004：117、札奇斯欽 2007：3～4、『辺疆政教名詞積義』1933：6～11）。さらに、一般貴族や旗民が所属する旗を出て政治的活動を行うことは清朝に許されなかったのに対し、王公は旗を離れて旗務を皇帝に報告し、また朝廷での要職に就くことができ、各旗の「為政者」・「代表者」として清朝の行政に参画した（札奇斯欽 2007：56～58）。清朝は宗室とモンゴル王公との間に不断に婚姻関係を結ぶことでモンゴルとの関係を維持することに務めた（杜 2013）。つまり、「盟旗統一行動」は、モンゴル社会の伝統的な従属関係による行動規範を基としている、と言えよう。また、内ジャサグ各旗のボグ

ド・ハーンへの帰順は、基本的に王公と領民、すなわち氏族集団の帰順という形で行われたことにもこのような行動規範が窺われるだろう。

1912年8月19日、中華民国北京政府（以下、北京政府）はナヤント（ハルハ出身の駐京王公）らが4月6日に提出していた特別待遇の要求（「蒙古聯合会カ蒙古特別待遇ヲ要求シタル件」1912年6月1日、アジア歴史資料センター JACAR Ref. B03050167100、21～30コマ）を添削し、「蒙古待遇条例」（以下、「条例」）を公布した。「条例」では、第2条「従来各蒙古王公ノ享有セル管轄治理権ハ悉ク旧ノ如ク承認ス」、第3条「内外蒙古汗王公台吉ノ世襲位階ハ従前ノ如ク承襲セシメ其各該旗内ニ於テ享有スル特権モ亦旧ニ照シテ異ル所ナシ」と定められた（白 1926：2）。北京政府は、モンゴルにおいて王公がそれぞれの領民に対して行政管理権を有する「属人主義」的な行政組織を守ることを認めた。だが、その一方で王公の「管轄治理権」の「土地」という前提条件を削除するなど、原案に対する大幅な添削に「実辺植民」政策の妨害になりうる盟旗の「領域的行政区分」的な側面<sup>15</sup>を否定する意図があった。

1913年11月5日、肝心のモンゴルを除外し帝政ロシアと中華民国の間で結ばれた「外モンゴルの自治に関する露中宣言」によって、モンゴル問題をめぐる両者の妥協が成立した。露中宣言の成立により、帝政ロシアは中華民国の宗主権を認めながらも自己の勢力を浸透させた「外モンゴル」の「自治」を図る、という既定の目標を実現した（中見 1980）。1915年6月7日、ボグド・ハーン政権、帝政ロシア、中華民国の三者は外モンゴルの「自治」によって妥結するキャフタ協定を締結した。その中で、フルンボイルは内ジャサグと同様に自治外モンゴルから切り離されるが、11月6日の露中間の合意により「自治」を行う特別行政区となった。

その一方で袁世凱は、内ジャサグに対する支配強化を制度的に保障する政策を積極的に展開していた。1913年8月、政府は王公が提出した自治権・練兵権掌握の要求を一方的に無視した。翌年1月から7月にかけて、内ジャサグに熱河・察哈爾・綏遠の三つの特別行政区を設置して、ジョストと

ジョーオダの両盟が熱河都督の管轄下に、シリングル盟が察哈爾都督の管轄下に、オラーンチャブとイケジョーの両盟が綏遠都督の管轄下にそれぞれ組み入れられた。一方、ジレム盟は1907年から東三省の管轄を受けており、民国はそれを継続させる方針を採った（貴志1989：36）。したがって、内ジャサグという曖昧な地域概念はなくなった。だが、松本ますみが指摘するように、「条例」は「事実上、民国の権利の及ぶ範囲を漢人の居住地域に限定し、モンゴル王公の権利の及ぶ範囲と分離した」のである（松本1999：93）。特別行政区の設置は、その領域内のモンゴル人が盟旗の管理を受けるのに対して、漢人移民が県や設治局（県設置以前の予備機構）などの管理を受ける事態を行政的に強化したことを意味したのである。それが現地における漢人移民とモンゴル人の衝突を激化させ、一部のモンゴル人の独立気運を高める誘因になるが、多くの王公・官僚にとってその解決を図る場所は蒙蔵院と国会であった。

1914年5月12日、袁は蒙蔵事務局を大総統に直属する蒙蔵院に改組し、ゲンサンノルブを総裁に任命した。蒙蔵院の改組は、大総統の権力を直接各盟旗に反映できる機構の設置であり、清朝の理藩院よりもいっそう地域支配を強化する組織の成立を意味した（貴志1989：34）。だが、蒙蔵院は王公と彼らを補佐する官僚を主体とし、袁との間に対立が生じる側面があり、袁の死後にも国务会議に参加しないことが続けられた（王1987：62～63、天純1930：72）。蒙蔵院は王公の世襲やジャサグの任命などの事務を担当した。ゲンサンノルブにとって、蒙蔵院は辛亥革命期の独立運動の敗因を検討し、王公同士の連絡を促し「盟旗統一行動」の実現を図る場所でもあった<sup>16</sup>。

その一方で、ゲンサンノルブら王公・官僚は、「五族共和」の立場から中華民国の憲政に参加し、モンゴル民族の権利を守ることに努めた。まず、ここでモンゴル人議員の選出について述べておく。1912年3月11日公布の「中華民国臨時条約」第3条は、中華民国の領土を22省、内外モンゴル、チベット、青海<sup>17</sup>と規定し、第18条ではモンゴルからは内外に分けてそれぞれ議員5人を選出し、臨時参議院に参加させることを規定した（中

国第二歴史档案馆1991：107）。この規定は外藩蒙古を内ジャサグ・外ジャサグに分ける清朝の感覚の継承であり、しかもそれに法律上の行政区的な意義を与えようとしたのである。1914年5月1日、臨時約法に替わる「中華民国約法」が公布された。「中華民国約法」第3条は、中華民国の領土を「従前の帝国が所有した疆域とする」と規定した（徐2001：9）。1916年6月の袁世凱の死後、副総統黎元洪が臨時約法の規定に基づいて大総統に就任し、正式憲法制定以前における臨時約法の有効と解散された旧国会の復活を命令した（金子2019：65）。したがって、内外ジャサグの区分も復活した。内ジャサグ王公・官僚は「内モンゴル」議員として活動するようになった。さらに、北京政府が内モンゴルと別に三特別行政区の議席を設けてそれぞれ奉天、直隸、山西省に属させていたため<sup>18</sup>、「内モンゴル」議席は内ジャサグ各盟の地方議席であると同時に、民族的要素を含む議席配分であった、と言えよう。

もちろん、外モンゴルと内モンゴルの議席設置はキャフタ協定により「外モンゴル」に対する宗主権が認められたことへの対応でもある。だが、独自の議会を設置しているボグド・ハーン政権から北京政府の議会に議員を派遣することはなく、帝政ロシアはそれを外モンゴル内政への関与として激しく批難した。1916年8月から翌年11月にかけて、北京政府との間にこの問題をめぐる外交交渉を繰り返すが、十月革命による混乱に悩む帝政ロシアが交渉から席を外し、北京政府は内モンゴルと外モンゴルの議席配分制度を維持させた。外モンゴル議席を占めたのは中華民国への帰服を選択したハルハ出身の駐京王公、漢人議員そして内ジャサグ王公・官僚であった（張2012：138～158）。

内ジャサグ王公・官僚は、「約法」における内外の区分に対して終始違和感を抱いていた（『蒙蔵院召集蒙事會議議事録』：15）。だが、彼らから見れば、外モンゴル議席の保留は内モンゴルの権益を守るための議席を増やすことを意味した。そして、彼らは内モンゴル議席すなわち法律上の地域概念に即し、議会で漢人議員との間に盟旗の参政・行政・土地問題などをめぐる論戦を展開する

中で「内モンゴル」としての地域・民族的な一体感を育成してゆく。

このような蒙蔵院・議会での内ジャサグ王公・官僚の活動は、1924年の蒙蔵院蒙事会議（以下、蒙事会議）を以てターニングポイントを迎えた。もとより北京政府が蒙事会議の開催を許可したのは中ソ交渉を機に外モンゴルの奪回を討議するためであった。だが、この会議で集まった王公・官僚は、3特別行政区の「改省」に反対すると同時に、外モンゴル問題を利用して、辛亥革命時の外モンゴルとの合同を目指すパン・モンゴル主義的な立場に替わるものとして、内ジャサグ各盟旗の間の軍隊・社会・行政・宗教・教育などのあらゆる領域における隔たりの解消を目的とする諸改革を決議した（ハムゴト 2018）。蒙事会議によって、1912年以来、グンサンノルブが構想していた「盟旗統一行動」が他の王公との共通認識となり、この会議そのものが「盟旗統一行動」の表れである。蒙事会議の諸改革は、内ジャサグ6盟を範囲とした地域統合を意図したものであり、そのためこの会議を近代意義での内モンゴルのはじまりと位置づけることができよう。

「盟旗統一行動」は、辛亥革命以来の内モンゴルを取り巻く政治情勢に応じながらモンゴルの行政を担う王公・官僚すなわちモンゴル社会の上層部の主体性によって生まれた、伝統的な行動規範を基とする民族主義運動を組織化する思想である。彼らが目指すモンゴル社会の近代化は上からの改革であり、「封建的」と批判されがちな自らの権益の保存を「盟旗統一行動」の前提とした。しかし、「条例」によって保障されているモンゴル社会の独自性は盟旗行政の属人主義的な部分であり、モンゴル人が内モンゴルとしての地域・民族的な一体感を構築する試みも彼らの蒙蔵院と国会での活動を通じて行われた。モンゴル社会の中心にいた王公・官僚が民族主義運動を組織すること自体に重要な歴史的意義があろう。

しかし、これまで大きく活躍したのは東三盟（ジョスト、ジョーオダ、ジレム）の出身者であり、西三盟（とくに有力な王公）の出身者の活躍があまり見られない。その中で、1925年以降、西三盟王公の代表格として政治舞台に登場するのは若

き徳王である。

### 3. 1925～1927年の「盟旗統一行動」

#### (1) 徳王と善後会議

1919年からスニド右翼旗において親政を始めていた徳王は、1924年にシリングル盟副盟長に就任した。徳王は当時の心情を次のように回想した。

私は蒙古のことに口出ししようと考えたが、年配の王公である索王（ソトナムラプタン王）・楊桑（シリングル盟前盟長）等に邪魔されたのでこの目的はなお達成できなかった。そのため、大きな政治舞台に登場して……、外部の力を借りて索王・楊桑等を押さえつければ、私が蒙古のことに口出しするのを邪魔させないようにできると考えた（ドムチョクドンロブ 1994：5）。

徳王に「大きな政治舞台」を与えたのは1925年2月～4月にかけて北京で開催された善後会議である。当会議は第二次奉直戦争後における時局の紛糾を解決し、建設方針を討議する目的で開かれた。当時、王公・官僚は、内モンゴルと最も利害関係がある張作霖、馮玉祥らが北京政府を握る新たな政治状況にどう対応すべきか、という課題に直面した。善後会議は王公・官僚にその解決策を模索する場を与えた。善後会議はグンサンノルブとナヤントの会議への参加を要請した。蒙蔵院の推薦によりアマルチングルトとジャガル（ジョーオダ盟長・バーリン右翼旗ジャサグ親王）が内モンゴル代表として、祺璞森（ナヤントの四男）と車林桑都布が外モンゴル代表として、会議に参加した。徳王は内モンゴル代表2人が東部出身者であると指摘し、西三盟代表の選出を要求した。3月31日、徳王は西三盟を代表して正式に会議に参加した（張 2012：358～360）<sup>19</sup>。

善後会議は軍事・法制・財政三つの組に分けて討論を行い、法制組の主要な任務は後に開かれる予定の国民代表大会に向けて「国民代表会議条例」を決議することであった。2月19日に臨時政権が「国民代表会議条例草案」を、4月7日に専門委員会連合審査会が「国民代表会議条例草案審査

報告」を会議に提出し、モンゴル議員の定数をそれぞれ内外モンゴル8人と20人にした。これは民国初年の議会法で定められた定数が衆参両院合わせて54人であったことに比べて、モンゴル議員の定数を大幅に削減しており、モンゴル人の参政権を損なっている、とモンゴル代表は批判し、幾つかの修正案を善後会議に提出した。

徳王が中心となって作成した修正案を例に、民国初年の議会法と比較すれば、新たにフルンボイル、帰化城トメド、イフミンガン旗、チャハル、上都牧場、両翼牧場、明安牧場など、内ジャサグ周辺の諸モンゴル地域の議席が挙げられているのがわかる（「会員徳穆楚克棟魯普扎噶爾阿穆爾沁格勒図祺璞森李垣国民代表会議条例草案審査報告修正案」、『善後会議公報』第8期、1925年5月）。イフミンガン旗を除き、これら地域はいずれも内属蒙古であった<sup>20</sup>。北京政府がこれら地域の参政権を等閑視したのは、清朝の対モンゴル政策を継承し、これら地域を「外藩蒙古」と「平等」に見なさず、中華民国の「内属」とする思い込みがあったからであろう。一方、「内属蒙古」と称された人々は清朝の崩壊によって清朝の「内属」という身分が自動的に消失したと認識したのは当然のことであった。しかし、「内属蒙古」が「条例」の対象であるかどうかは曖昧であり、彼らは内ジャサグ王公・官僚を通じて自らの權益を守る要求を議会に提出してきた。各修正案の中でこれら地域を列挙し、その参政権を要求したことは王公にとって重要な思想転換である。というのも、「内属蒙古」は王公が領民を率いる行政組織の枠外に置かれた結果、北京政府だけでなく、省や特別行政区の「直接支配」を受け、權益が諸ジャサグ旗よりもさらに侵害されていたが、王公がいまままでの態度を改めて「内属蒙古」を含む「すべてのモンゴル人」に平等な参政権を要求したからである（ハムゴト2016a：6～10）。これは民国以来もモンゴル地域に大きな影響を持ち続ける清朝の対モンゴル政策の桎梏から離脱しようとした試みであり、「盟旗統一行動」にこれら内属蒙古の合流を誘ったものでもある。

一方、馮玉祥、張作霖らは内モンゴルへのさらなる移民・開墾を計画しており、内モンゴルの奥

地に位置し、唯一移民・開墾の対象にされていないシリングル盟も「開拓」される危機に直面した。4月27日、徳王は、モンゴル人が一致して移民・開墾に反対する旨の請願書を臨時政権に提出し、「反開墾運動」を開始した。彼の呼びかけはグンサンノルブらの支持を得て、呉鶴齡（グンサンノルブの側近、蒙蔵院秘書）も運動に協力した。臨時政権はモンゴル人の請願に慎重に対応し、請願書を受理したが、馮、張らの行動を制止する力量がなく、「反開墾運動」は成果なく終わった（札奇斯欽1985：26）。

しかし、善後会議および「反開墾運動」は徳王の民族主義運動の思想形成の初期にあたり、また二世代の王公の民族主義運動の接点でもあった。徳王は蒙事会議において提唱された諸改革を実践し、軍隊の改編、学校の設置、民衆の出家の制限などの一連の「旗政改革」を行った（盧1980：6～8）。彼は「盟旗統一行動」だけでなく、グンサンノルブらの上からの改革にも賛同的であったのである。また、徳王と呉鶴齡の協力・対立の幕を開いた意味で、後の民族主義運動にも重要な意義を持つ。

## (2) 内人党と「盟旗統一行動」

清朝末期以降のモンゴル社会では、グンサンノルブら王公による新式の学校教育（伝統的には寺院教育、王公府の家塾や私塾）を背景に、新しいエリートとして近代知識人が登場した。彼らは王公・官僚の上からの近代化を一部の特権者が恩恵にあずかる「貴族」的開化と認識し、それを社会的不平等や不正義であると批判した。彼らは教育啓蒙、文化出版活動など啓蒙主義運動を展開し、王公、仏教勢力など伝統的權威はその批判の的となった。とくに1910年代後半からの新文化運動における漢人知識人の民主、自由、伝統批判の雰囲気の中で、北京蒙蔵学校のモンゴル人教師と学生の間には反王公の思想が広まっており、白雲梯らは国民党に入党した（哈申其其格2013：314）。

内人党の成立は近代知識人の活動の一つの到達点であると言えよう。彼らは、民衆に対し「指導方法さへ宜しきを得れば独立して存続する能力を有する」と信じ、「若し王公が指導し得ぬとすれば、

王公が去るべきである」という革命的理念を持つようになっていた(ラティモア 1934: 90～91)。そして、彼らは1921年のモンゴル革命を経て人民政府を樹立した外モンゴルに革命援助を求めた。フルンボイル、ハラチン、オールドス(イケジョー盟の別称)の三つのグループが外モンゴルを訪れ、モンゴル人民党(以下、人民党)と連絡を取り、郭道甫らは人民党に入党した(二木 1984: 106)。1923年、郭は『蒙古問題』と『新蒙古』二つの著作で当時の外モンゴルの王公の権利の回収や政教分離などの「革命」を内モンゴルに紹介した(郭 1923a、郭 1923b)。

まず、ここで当事者の言論の中で頻繁に登場する「青年」について説明する。第一、この「青年」とは、新式の学校教育を受けた青年すなわち「知識青年」に限定されるものである。よく知られるように、19世紀後半から20世紀初頭にかけてヨーロッパ・アジア各国で展開された各種の「解放」運動は、ほとんど例外なく青年を動員することを重視し、新文化運動も青年を国家(民族)・社会、およびその近代化を担う者として位置づけた。この思想は郭や白らにも共有された。当然ながら、この「青年」にはモンゴル人の「解放」を叫び、青年を動員する立場にある彼ら「先覚者」も含まれていた。つまり、内モンゴルにおいて、青年は近代知識人の代名詞なのである。

1924年冬、フルンボイル、ハラチン両グループの指導者たちは連絡を取り、政治組織を起こす協議を始めた。北京で準備会議を開催し、白雲梯、郭道甫、恩克巴図、金永昌などからなる「臨時執行部」が選出された(二木 1984: 107)。彼らは、「内蒙古に於てかの猛虎〔「条例」〕の魔力を藉り、蒙古民族の膏血を搾りつつあるところの王公等は……相互に連絡して善後会議に参加し、かの猛虎の生命を保存し、人民の膏血を飽吃して安楽に生活せんことを要求している……現在王公の後援は果たして内蒙古の民衆であるか。然らず、王公は彼等の仇敵である」と主張した(白 1926: 11～12)。

1925年3月1日、彼らは「蒙古全国国民」の名義で民衆の参政権を訴える通告を発した。さらに、「条例」を廃止し、それに替える「最も良き

方法」を提出した。

内蒙各地に互る全国蒙民大会を召集し先づ、内蒙自治方案を議定し、中国の時局を解決するの機能ある大会或は機関に提出し、然る後此の方案を根拠し、内蒙自治政府を組織し、一面に王公の権利を削除し、内蒙に於ける蒙古民衆も亦政治活動に参加せしめ、民族自決の精神に基き自ら一切を解決し、……蒙古中国の間に衝突の発生するを防ぐと言ふことである(白 1926: 18)。

成立期の内人党は民衆の参政権を要求し、それを基に内モンゴルの「民族自決」を実現させようとした。彼らは民衆に政治的自由を与え、政治への関わりが促された民衆を動員し民族主義運動に参加させること、すなわち民衆的地平に立つことによつて民族主義を開かれたものにしようとしたのである。そこには従来の上からの近代化に対抗する「下から」の民衆的民族主義の視線(「民族自決」と民主・自由の結び付け)が提示されていたと言えよう。というのも、彼らは王公と民衆との間の伝統的な従属関係を打破し、民衆に王公・官僚の為政を否定する独立自治の「平民」像を与え(以下、「平民自治」と称す)、民族主義運動に階級対立を前提とする社会革命という含意を内含させようとしたからである。したがって、彼らの主張はモンゴル社会の伝統的な従属関係を行動規範とする「盟旗統一行動」にダメージを与えるものであった。さらに、彼らの「条例」廃止の要求は民族内部の階級対立を激化させる側面があったと言わざるを得ない。

善後会議では、王公・官僚は三特別行政区および周辺省県の移民・開墾、県や設治局の設置などの行為は各省区の行政範囲を超えている、と厳しく反対し、その根拠はまさに「条例」であった。王公・官僚が蒙事会議で「条例」の効力を論じ、その存廃をめぐる論戦を展開していたが、善後会議ではその保存を段政権に求めることに意思を統一させた(ハムゴト 2018: 42～43、ハムゴト 2016a: 6～7)。その原因として、次の二点があげられる。

第一に、馮玉祥の北京政変(1924年10月23日)の後、満洲宗室の権益の保障であった「清室優待



条件」が廃止され、溥儀が紫禁城を追放されたことである。善後会議直前の北京では、その法律の根拠をめぐる論争が法学者たちの間に行われていた。廃止賛成派は、辛亥革命後の南北和議により生まれた当「条件」を、民意を経ずに満洲宗室との間で結ばれた一種の条約とみて、「国民には国民によって制定された法律ではない当条件を撤廃する権利がある」と主張した（周滄「清室優待条件真是法律麼——並代開明先生答班延」『京報副刊』1925年1月9日、毛又新「我對於優待条件之謬見」、『京報副刊』1925年1月8日）。この論調に従えば、当条件と似通う「条例」も撤廃の対象であるのは言うまでもない。それに対し、王公・官僚はその効力がわずかであると認めながらも、モンゴル社会に対する北京政府の唯一の保障でもある「条例」と内モンゴルの行政との結び付きをアピールすることにより、その廃止を防ごうとしたのである。

第二に、王公は外モンゴルの諸「革命」が白、郭らによって内モンゴルに実践されることを危惧していたことである。王公には自らの権益を守るためにも「条例」を存続させる必要性が生じた。このような危惧は、内モンゴル王公が1924年の人民政府の成立に対してボグド・ハーン政権成立時のような反応を見せなかった重要な一因である、と筆者は考える。

しかし、その一方で、内人党の計画する「民族自決運動」に「盟旗統一行動」の影響を確認することができる。彼らは、「全国蒙民大会」の召集について「内蒙五十三旗よりは毎旗平民代表二人宛〔ずつ〕を挙出し、青海及呼倫貝爾〔フルンボイル〕より各十人、阿拉善〔アラシャ〕及額濟納〔エジネ〕より各五人察哈爾〔チャハル〕八人、上都牧場、兩翼牧場、明安牧場、西土默特〔帰化城トメド〕より各二人を挙出すべく……」と説明し、王公・官僚の「盟旗統一行動」によって地域統合を実現しつつある諸地域を「内モンゴル」と見て、それに準じて平民代表の資格配分を規定した。彼らが目標とする自治政府もこれら地域を統轄の範囲として列挙している（白1926：18～19）<sup>21</sup>。また、郭道甫の『蒙古問題』に白雲梯が執筆した序文では、「わがモンゴル平民は迅速に

覚醒し、団体を組織して、わがモンゴル民族の自由・平等・人格をもとめて、専制〔(王公)〕の毒害から脱離しよう」と呼びかけ（郭1923a：序3）、後の内人党も「王公貴族、喇嘛の特権階級を打倒し、蒙民大衆の奴隸的状态よりの解放」を掲げ（野津1942：5）、「人民カ自由ヲ獲得スルノ道ハ唯一、王公制度ヲ取消スニアルノミ」とした（「1. 大正十五年／3 内蒙古自決運動ニ関スル調査提出ノ件」Ref. B02031779100、8コマ）。しかし、伝統が近代を志向する変革思想に根拠を与えることを前提にしたとき、変革にとって有効に機能しなくなった「形骸化した伝統」だけでなく、変革の動機となり変革のための思想を構成する伝統が存在した（水羽2009：115）。内モンゴルにおいて、近代知識人は、旗民を専制に圧迫されている奴隷と見なし、モンゴル社会従来の従属関係からの「民衆の解放」を目指したが、その一方で「王公の称号は単に世襲のものではなく、種族の選択と同意を条件とする」古来の伝統を引用し（ラティモア1934：91）、平民の団体（後の人民党）を組織し、王公に替わって「先覚者」である彼らとその指導者となることを目標とした。つまり、彼らの主張はモンゴル社会の伝統的従属関係に対する「近代的改造」の視点から平民を社会革命に動員・組織することを目指すこと、言い換えれば、これまでの「盟旗統一行動」における王公・官僚の指導的地位を近代知識人が担うというものであろう。

そして、「国民代表会議条例」をめぐる漢人代表と衝突する中、王公は会場の外に支持を求めた。蒙古旅京同郷会の決議によって、ロブサンチョイジル（グンサンノルブ王の側近）、ヤンサンジャブ（ジレム盟ホルチン左翼中旗ウンドル親王）、テムゲト（汪睿昌）と内人党の創設者の一人である李丹山が善後会議に「蒙古旅京同郷会陳述條款請修訂於国民代表會議條例中文」を提出した（『善後會議公報』第7期、1925年4月）。当会は後の「反開墾運動」も積極的に応援した（札奇斯欽2007：122～127、忒莫勒2017：229～232）。同時期の郭、白らは王公貴族制度の廃止を訴えながらも、王公の要求と同質の、内モンゴルへの移民・土地開墾の反対、モンゴル人の国会議員の定員数の増加などを要求する活動を行っていた（白1926：21、

ボルジギン 2011: 36)。

1925年10月13日、張家口で第一次代表大会が開かれて、三つの革命グループが合流し、内人党が正式に成立した。人民政府からは党首ダムバドルジとボヤンネメフ（前モンゴル青年同盟中央委員会議長）が、他にコミンテルン代表オシーロフ、馮玉祥の国民軍代表や国民党、中共代表などが大会に参加した。大会では21人からなる中央執行委員会を選出し、白雲梯、郭道甫、包悦卿（サインバヤル）、李丹山ら7人が常務委員に選出された。委員たちの顔ぶれを見れば、白、郭らの他、楽景涛、伊徳欽など王公貴族出身者、チャハル牛羊群（明安牧場）総官チョトバジャブや呉恩和（エンヘブリン）など王公の活動に同調していた人物も含んでいた（ハムゴト 2017）。つまり、成立時点の内人党は、漢人の移民・開墾と「改省」の停止に共通認識を持つ各階層の人物を含み、「民族統一戦線」的な性質を持っていたのである。

しかし、ソヴィエト・コミンテルン、および人民党の一部の指導者は、外モンゴルにおいて急激な「民主化」を進めようとした。そして、王公・仏教勢力の排除をめぐる人民党とソヴィエト・コミンテルンの対立が内人党まで波及し、実際に内人党を指導したのは急激な「民主化」を重視するオシーロフとボヤンネメフらであった<sup>22</sup>。彼らのイデオロギー面での強化・教育のもと、内人党は政治的な姿勢を反王公へと「ただした」<sup>23</sup>。内人党はソヴィエト・コミンテルンの指示そして馮玉祥からの「各蒙古王族の権利と特権を廃止し、全然其維持と保護を拒絶する」という約束のもと（支那実情調査会 1927: 64）、内モンゴルへの移民・開墾を積極的に促す国民軍と連携し、馮の張作霖らに対抗する戦争に加わった。その意味で内人党の活動は、モンゴル社会（内モンゴル）に対する民主革命である。この性質はソヴィエト・コミンテルンと人民党を指導者とすることによって持たされたというより、もとより近代知識人の民族主義思想に内含されていた社会革命の構想がそれらの後援を基に内人党のイデオロギーとして浮上し、「民衆」的・ローカル的な基盤を拡大しながら形成したというのが妥当であろう（ハムゴト 2016b、ハムゴト 2017）。したがって、成立時点

の内人党における「民族統一戦線」が打破され、内モンゴル各階層は内人党という形でこれまでの「盟旗統一行動」を引き継ぐことができず、むしろ民族内部の階級対立が激化してゆく。

1927年、国共合作の破綻を背景に、馮や国民党に「裏切られた」ソヴィエト・コミンテルンの人民党と内人党に対する規制がさらに強まり、内人党の新しい指導部がソヴィエト・コミンテルン主導で選出された。白雲梯らは国民党に「復帰」し、郭道甫らはフルンボイル青年党を復活させ、内人党は分裂した。しかし、民族自決の宣伝は民衆のみならず王公・官僚にまでその影響が及んでおり、後の民族主義運動に対する影響は大きい。

以上より、この時期の内モンゴルは「盟旗統一行動」のもとでの徳王らの活躍によって、内ジャサグが周辺のアラシャ、エジネ、イフミンガン三ジャサグ旗、および帰化城トメド、チャハル、フルンボイルなど「内属蒙古」を取り込んだ地域統合を実現しつつあった、と言えよう。しかし、内部には伝統的な権勢の保存を前提とする「上からの改革」を実施する王公・官僚と、ソヴィエト・コミンテルンと人民党の指導・支援を得て民主革命を実践する内人党と、両者の間を行き迷う民衆という複雑な三者関係の構造を形成しており、さらにそれと連動して起こる総体的な民族主義運動への悪影響があった。このような複雑な構造を成した内モンゴルは、1928年以後、国民党が指導権を握る中華民国国民政府（以下、国民政府）を対象に民族主義運動を展開してゆく。

#### 4. 請願運動と呉鶴齡の模索

1927年、国民党は中共との合作関係を断絶し、ソヴィエト・コミンテルンからの革命援助を失った。その替わりとなったのは、内モンゴルへの移民・開墾を推し進めていた馮玉祥、閻錫山ら、各自の利益を求めて北京政府の打倒に合流した地方権力であった。1928年12月29日、国民党は張学良の「易幟」を経て、「全国統一」を実現した。国民政府の対内モンゴル政策は、国民党の革命に協力した各勢力の利益を配慮するものであり、その意味で国民党に「復帰」した白ら元内人党人の

意見も取り入れるものとなった。その一方で、国民党は党治に抵触する北京政府の法令をすべて廃止することを決めたため、「条例」も同じく効力を失った。

1928年1月25日、白雲梯は中央政府に「蒙蔵部」を設置し、蒙蔵院の事務を接管することを建議した。それを受け、改組国民政府審査委員会は2月1日に「蒙蔵局」の設置を決議するが、4日の「中華民國国民政府組織条例」では「蒙蔵委員会」に改称した。6月9日、国民政府は白雲梯に蒙蔵委員会成立の準備活動および蒙蔵院の一切の事務を接管する担当を命じた。15日、白雲梯、李丹山らが委員に任命され、白は常務委員を務めた。10月20日、国民政府は「行政院組織法」を公布し、国民政府に直属していた蒙蔵委員会を行政院に隷属させた。12月27日、蒙蔵委員会は委員長制に移行し、閻錫山、恩克巴図らが新たに委員となり、閻が委員長に任命された。翌年2月1日、改組した蒙蔵委員会は正式に執務し始めた（楊2009）。

元内人党人が国民政府に対し「蒙蔵」を管理する専門機構の設置を建議し、その建設に携わったことは国民政府の「蒙蔵統合」に有利であるが、内モンゴルにとっては別の意味を持っていた。もともと王公・官僚は「中央」との意見のズレをみせながらも蒙蔵院の官職に就くことでモンゴル代表として「中央」と盟旗を繋ぐ役命を果していた。しかし、蒙蔵院の接管は、彼らと対立関係にある元内人党人が、国民政府の正当なモンゴル代表になることを意味した。だが、内モンゴルでは依然として王公が盟旗の実権者であり、官僚をその補佐とする体制が健在であった。したがって、これまでの対立関係を如何にして対処すべきかは国民政府との交渉を望む王公・官僚にとっても、国民政府の対内モンゴル政策の担い手になろうとする元内人党人にとっても、回避のできない課題となった。請願運動はこのような政治情勢を背景に発足した。

1928年初、呉鶴齡、汪震東らは、各盟旗が代表団を組織し、「国内各民族の自治自決」を支持する国民政府と自治交渉を行うことをグンサンノルブとジャガルに提議し、二人の支持を得た。そして、両盟長は百枚あまりの書信を各盟旗に送

り、それぞれ全権代表を派遣し、北平で自治問題を協議するように要請した。6月20日に第一次代表会議、29日に第二次会議を召集し、呉が起草した「蒙古代表団組織大綱」を決議し、モンゴル代表団（以下、代表団）が正式に成立した（呉2016：54～64）。

請願運動は、官僚が表に出て代表団を構成し国民政府と自治交渉を行い、王公がそれに声援を送る形で展開された。その目標は再始動された三特別行政区の「改省」を阻止し、内モンゴルの「自治自決」を実現することであった。王公・官僚のこの動きはこれまでの「盟旗統一行動」の延長線上にあるのは言うまでもない。代表団に6盟代表53人、チャハル代表3人、帰化城トメド代表3人、フルンボイル代表4人、青海代表1人、合わせて64人が参加した。代表団を組織する過程で青海、シレートフレーが、後の活動にブトハが新たに「盟旗統一行動」に加わり、自治内モンゴルの一部となることを目標とした（呉2016：57～60、176）。

呉らは、まず、7月8日に「条例」を自治実現の基礎条件にし、その保留を国民政府に請願した。また、最初は内モンゴル、青海にそれぞれ一つの地方政治委員会を設置することを計画するが、9月1日に「蒙古地方政治委員会組織大綱」を国民政府に提出し、内モンゴルと青海を統轄する自治政府すなわち蒙古地方政治委員会の設置を目標にしたのである（呉2016：70～77）。

一方、白雲梯らの国民党への「復帰」は順調ではなく、むしろ国民党に警戒される存在であった（崔2013：284）。国民党内部に「彼らは従前、国民党と対立していた」と主張し、元内人党人に矛先を向ける者は少なくなかった。それに対し、白は当時内人党として活動したのはモンゴル平民に「革命」を呼びかけるためであると弁明し、今後は「国民党の民族主義の精神に依拠し、漢人の支持を得てモンゴル人が自決・自立し、さらに民権主義・民生主義に依拠し、モンゴル平民が受けている政治・経済上の圧迫を解除することを目指し」と主張した（『白雲梯対内蒙議論之声弁（一）』『南洋商報』1928年5月2日、『白雲梯対内蒙議論之声弁（二）』『南洋商報』1928年5月3日）。

彼らにとって、国民政府・国民党内での地位の確保のために、国民党の民権主義・民生主義を掲げ、従前の民主革命を引き続き展開する旨をアピールすることが要務であった。このような思想的傾向は、王公・官僚との交渉を拒否し、半ば強制的に蒙蔵院を接収した李丹山と于蘭澤の行動に反映されているだろう（札奇斯欽 1985：32）。

呉は、モンゴル社会の独自性に一体化している王公・盟旗制度の維持を何より重視した。盟旗制度を民主の精神に合わない「封建」とする元内人党人の激しい批判に対処し、彼は本来の計画を「条例」の保留から「盟旗の民主改革」のアピールに変えて国民政府との交渉を有利に進めようとした。その具体策は、「蒙古地方政治委員会組織大綱」に反映されている。その第5条では毎年一回の「蒙古代表大会」を開くことを決め、第9条では内モンゴル、青海各盟長8人、フルンボイル副都統1人を委員会の「当然委員」にし、「蒙古代表大会」によって選出される12人を「選任委員」にする意を示した。12月の請願書では旗ジャサグ府・盟長公署をそれぞれ旗政府・盟政府に改称し、それぞれ民選による参事会・参議会を設けることを提起した（ハムゴト 2016a：12～15）。こうした思想転換に浮かび上がるのは、従来の貴族的開化に対する王公・官僚の反省および調整と言うべき姿勢である。それを王公・官僚の近代的な公意識の萌芽と位置付けることができるだろう。

呉らは蒙蔵院で実務を担当した経験があり、翌年2月以降に蒙蔵委員会の官職に就き、モンゴル代表としての身分を勝ち取った。呉は「王公の権利の保護」と「盟旗の民主改革」を同時に主張することで「盟旗統一行動」に恩克巴図、李丹山らが参加するように要請した<sup>24</sup>。つまり、彼の模索はモンゴル社会の伝統的な従属関係を行動規範とする「盟旗統一行動」に近代知識人の掲げた「平民自治」を接合しようとした試みである。1930年のモンゴル会議で、盟旗（王公、および民衆）代表と元内人党人は協力し、盟旗の独自性や移民・開墾をめぐる内政部・省県代表と激突した。この会議で「条例」に替わる行政組織法「蒙古盟部旗組織法」（以下、「組織法」）が決議された<sup>25</sup>。1930年9月1日、呉は南京にいる代表団メンバー

を基礎に蒙古各盟旗連合駐京辦事処（以下、辦事処）を成立した（呉 2016：188）。1924年の蒙事会議では「各盟から事務の専門人員を派遣し、内モンゴル六盟辦事処を北京に設けること」を協議したが、時局の混乱により実現できなかった（ハムゴト 2018：41）。辦事処は蒙事会議のこの目標を継承し、しかもそれを周辺地域まで拡大する後の「内モンゴル」に適合させた。

呉は、王公・官僚と元内人党人の主張を融合させることで「モンゴルの新旧の衝突」を調整し、民衆の代言人と自認する元内人党人との提携に力を入れた。そして「組織法」により盟旗の独自性を守り、辦事処の設置などの成果をあげたのが事実である。しかし、請願運動は三特別行政区の「改省」を阻止できず、「最小限度盟旗を保持して省県と並存させる」方針をとった。また、蒙古地方政治委員会を設置し、それを内モンゴルの統一した行政組織にする目標も棚上げの状態であった（呉 2016）。

1931年、呉の最大の支持者であったグンサンノルブが死去し、「組織法」が公布されると、請願運動は低迷期を迎えるようになる。それは「組織法」が幾度の修訂を経て呉の想定以上に元内人党人の意見を反映するものになり、王公の権益を過度に侵害する「急進」的な民主改革を志向するものに転じ、「民権主義」の国民政府・国民党の共感（さらには推奨）を得たことに起因した<sup>26</sup>。

実際、元内人党人からの批判を受け止めて「盟旗の民主改革」をアピールして以来、呉は既に徳王の批判を受けていた。「組織法」の公布後、これまで同行していた王公の中に徳王の反対陣営に転じる者が少なくなく、「反呉鶴齡運動」が一大キャンペーンとして展開された。

## 5. 徳王と「反呉鶴齡運動」・百靈廟自治運動

### (1) 「反呉鶴齡運動」

徳王は、1925年以來の「盟旗統一行動」の最も重要な実践者の一人であり、請願運動の初期は支持の態度を採っていた。シリング盟から代表団に3人が参加し、2人がスニト右旗代表である。

シリングル盟は、代表団に「モンゴルの本来の体制・習慣および地方権益の保全に関しすべて従前通りであるよう尽力する」ことを期待した。先述のように、二人は協力した経緯があり、呉は徳王の意見を非常に重視した。それはスニト右旗の代表2人が10人からなる上京代表に選出されたことから確認される（呉2016：61、101～102）。しかし、呉が「盟旗の民主改革」をアピールするようになると、二人の間に亀裂が生じる。

1929年5月1日、張家口で漢蒙連歡会が開催された。当会議で、徳王は「内蒙ハ言語文字礼教風俗カ内地ト異ナルケレトモ国家ガ訓政ヲ実行スルニ就テハ……古来ノ慣習ヲ基礎トシテ徐々ニ其ノ実行ニ当ラレタイ」と発言し、シリングル盟10旗の名義で「盟旗制度地方利権及世職ハ一律旧ニ照シ存続スベキコトヲ声明シ蒙民ノ信用ニ資スルコト」を主張した（「張家口ニ於ケル漢蒙聯歡会ニ関スル件」1929年5月6日、Ref. B02031779700、16コマ、「漢蒙聯歡会ニ提出セル案件ニ関スル件」1929年5月10日、Ref. B02031779800、28コマ）。その後、徳王はこの意見を蒋介石に伝えるが、代表団の活動の成果である「中央が方法を明確に定める前はすべて旧制の通りとする」という国民政府の決議を告げられたに過ぎない（「蒋介石為改進蒙古行政致徳王函」1929年5月22日、中国第二歴史档案館1994：41～42頁）。しかし、この決議はあくまでも暫時的なものであった。それゆえ呉鶴齡はモンゴル会議の開催を蒙蔵委員会に建議し、そのための活動を展開した。徳王も引き続き活動する必要がある。彼の次の活動の場は瀋陽であり、そこで郭道甫と会談した<sup>27</sup>。この会談はよく知られているが、会談にいたるまでの経緯について、いままで必ずしも明らかではない。

まず、ここで内人党の分裂後における郭道甫の活動を簡単に整理して置く。1928年6月の張作霖爆殺事件によって政局が動揺した際、フルンボイル青年党は郭の指導を受けてフルンボイルの独立自治を求め武装蜂起を起こすが失敗した（暁敏2009）。その後、郭は張学良との妥協策を講じ、活動の場を瀋陽に移し、辺防長官公署諮議の職に就いた。

1929年7月、中東鉄道などをめぐる奉天当局とソヴィエトの紛糾が激化し、武装衝突が起こった。奉天当局は王公の親ソおよび独立運動を警戒し、8月3日に蒙旗会議を招集した。この会議を契機に、郭はジレム盟王公と広範に接触することができた。当時、奉天当局が「屯墾」事業を実施し、王公との間に衝突が頻発した。ダライラマ13世との抗争に敗れ、1923年以来中国各地で放浪生活を始めていたパンチェン・エルデニ9世（以下、パンチェン）がジリム盟王公の要請に応じ内モンゴルに到来し、モンゴル人の権益擁護の代弁者として活動したのもちょうどこの時期であった（ボルジギン2003：99～108）。

王公の反開墾運動を目的あたりにして、郭の思想に変化が生じた。それはこの時期に書かれた彼の二つの著作に反映されている。

『蒙古問題講演録』では、「内モンゴルとは現在の綏遠、察哈爾、熱河及び東三省の範囲内のジレム盟に加え、フルンボイル、アラシャ、エジネなどのモンゴル民族の居住地を含む地域である」と指摘した。さらに、フルンボイルなどを内モンゴルにした理由について、「有事の時、常に内モンゴル各盟と行動を共にしてきたためである」と述べた。これは「盟旗統一行動」に出れば当該地域を内モンゴルの一部にして、当該地域の権益擁護を共同の課題にあげてきた王公・官僚の活動を肯定する表現である。さらに、彼は王公・官僚の活動を「外モンゴルの独立と同じく、モンゴルの民族、政治、土地上の権利擁護を宗旨とする貴族階級の自治運動」と評価し、従来の自らの活動を平民階級の自治運動と評価した（郭1929a：21～23）。そして、郭は内モンゴルの直面する「現状」について、次のように分析した。

現在、内モンゴル各地は既に省に変改されている。しかし、実際〔内モンゴルでは〕王公側、青年側及び民衆側の勢力が依然として相当な基礎を持っている。歴史上の遺伝を根拠に民族上の特権を享有し、内モンゴルを統治してきたのは各旗の王公ジャサグである。現代の潮流に合わせて民治主義〔「平民自治」〕に心酔し、内モンゴルを改造しようとするのは、各旗の新進青年たちである。牧場を失って生

計に困窮し、内モンゴルの土地の保存を願うのは各旗の民衆である。これら三勢力はモンゴルの利益を守る上では一致しているが、権利上、思想上などの各方面で数々の衝突が発生した。故に、内モンゴルの自治運動は二つの大きな潮流に分けられた。……故に、数十年以来、〔各勢力が〕それぞれ独自の活動を展開し、互いを抑制し合い、同心協力することなく、内モンゴルの自治運動は失敗した(郭 1929a : 24～25)。

郭は「自治運動」の失敗の原因に王公、青年、民衆三者の不調和があると指摘し、従来の活動について、「青年たちには民族を愛し、民衆を愛する熱心があるが、思考は完全に刷新されて、民衆が彼らを信用しない最大の原因はここにある」と指摘し、内人党と民衆の間に溝があったことを認めた。そして、内モンゴル問題を解決する方法として、王公に対し盟旗政権（すなわち行政組織としての「盟旗」）を保障し、青年に対し盟旗政権に参加する機会を与え、民衆に対し生計上の安定を保障し、自由・平等の権利を与える、という三点を挙げた(郭 1929a : 29)。郭の諸意見は国民政府および奉天当局の対モンゴル政策への建言であると同時に(Kuo1930:761-762)、これまでの教訓の整理から王公、青年、民衆の「自治運動」に向けた「同心協力」を呼びかけたものである。そして、それを促すためにパンチェンの権威を利用することを重視した(郭 1929b)。つまり、郭の民族主義運動組織化の思想とは、「盟旗統一行動」のもとで王公、青年と民衆が統一行動を取るべきであり、その実現のために仏教勢力の力量を利用する、というものである。そのもととなるのは、青年の盟旗政権への従属度を高めることにより、内人党の登場を背景に激化するモンゴル社会の「階級対立」を緩和させ、民族主義運動にモンゴル社会の全体という基盤と広汎性を与えようとした、郭の思想的営為である。「モンゴルの新旧の衝突」の調整を図った呉鶴齡の模索が社会理解および民族主義運動に対する王公・官僚の反省であれば、郭の模索は同じ課題への近代知識人の反省であると言えるだろう。

また、彼は奉ソ紛争によりふたたび登場した「外

モンゴル問題」の解決策として、内モンゴル騎兵隊の編成を張学良に提議した(郭 1929b : 11)。この提議は武装蜂起後の奉天当局との協議における守備隊の改編問題の再提起であるが(「蒙乱於焉矣」、『盛京時報』1928年10月2日)、それを奉天当局の国防と結び付けたのは北京政府の「外モンゴル奪回」を内モンゴル軍の編成と結び付けた蒙事会議時の王公・官僚の思惑と一致する(ハムゴト 2018 : 38～42)。10月、郭は内モンゴル各地を歴訪した。彼の目的は各王公と会見し、共同でソヴィエトの侵入を防ぐこと、具体的には騎兵隊の編成について協議することである(「郭道甫奉派赴蒙」、『盛京時報』1929年10月7日、「編制防俄蒙軍統訊」、『盛京時報』1929年11月24日)。

1929年11月8日、奉天当局の要請に応じて、パンチェンは瀋陽を訪れた。徳王はパンチェンのお供として瀋陽に一ヶ月以上滞在し、翌月15日に自旗に戻った(「徳盟長過境」、『盛京時報』1929年12月21日)。よく知られる徳王と郭の会談の意義とは、先行研究では指摘されることがないが、郭が自ら当時の民族主義運動組織化の思想を前者に伝えたことである。その後、徳王は青年との交流を深めながら、「下から」民族や社会について考えはじめるが、それを本格的に実践したのは1931年以降のことである(ドムチョクドンロプ 1994 : 23～25)。その原因として、次の二つが考えられる。

第一に、郭が促していた騎兵隊の編成案は最終的に張学良によって否定されたことである。張がそれに同意したのも、パンチェンの来奉を要請したのも、共同でソヴィエトの進攻に備えるためであった(「班禅活仏喇嘛ノ来奉ニ関スル件」1929年11月20日、Ref. B02031779800、61コマ)。しかし、11月17日以降、国境を越えて攻勢に出るソヴィエト軍に対し、戦闘は奉天軍の連戦連敗に終わった。張は外交そして国際世論を利用し講和を図りはじめた。12月5日、ソヴィエト側の要求を全面的に受け入れる張の電報がスターリンに届けられた(麻田 2014 : 202)。したがって、張にはソヴィエト軍の進攻に備えてモンゴル人の軍隊を編成する必要(少なくとも短期間は)がなくなった。モンゴル人の軍隊の編成は、奉天当局の

屯墾事業に反抗できる内モンゴル側の軍事的な実力を増強することを意味し、張が消極的になるのは言うまでもない。張の変貌は郭にダメージを与えただけでなく、彼の構想した「盟旗統一行動」の試みの失敗にもつながった。というのも、ジレム盟王公が郭の活動に同行したのも、パンチェンと徳王が瀋陽を訪れたのも、それを促す張からの軍事的・兵器的支援を求めるためであった（『班禪活仏復参観兵工場』、『盛京時報』1929年11月21日）。徳王が12月15日に瀋陽を離れたのは、張の変貌につれて活動の重点をそこに置く必要性がなくなったからであろう。

第二に、その直後に徳王はモンゴル会議に関心を移したことである。シリングル盟は他盟旗の王公と広範に連絡を取り、モンゴル会議の開催を積極的に支持した（『蒙代表会議』、『盛京時報』1929年12月27日）。当時、呉鶴齡は王公を中心とする盟旗制度を従前通りにすると国民政府が正式に約束することをモンゴル会議に期待しており（ハムゴト2016a：16）、そのために徳王の支持を得たのであろう。しかし、先述のように会議で決議された「組織法」は王公の権益を過度に侵害するものとなり、その公布をめぐる1931年の国民会議のときに徳王（彼の代表ボヤンダライ）と呉鶴齡との間にふたたび衝突が発生した。

1931年夏から、万宝山事件などにより中日間の摩擦が拡大し、内モンゴル全域にその不安が蔓延した。満洲事変はモンゴル人を取り巻く政治状況をさらに複雑化させたのである。事変後、関東軍の視野は「南満洲」から広がり、北は「北満洲」に、西は熱河に目を配った（ガンバガナ2016：18～23、鈴木2012：134～137）。徳王から見れば、日本が内モンゴル東部を掌握した後、おそらく次の目標はシリングル盟を含む西部であるが、国民政府は華北ですら何の抵抗の準備がない（陳1962：28）。いかなる手段でこの政治情勢の急変に対処するかが最大の課題になり、徳王は郭の民族主義運動組織化の思想を実践に移した<sup>28</sup>。それに基盤を与えたのは「反呉鶴齡運動」であった。

1931年11月22日、索王は病気で療養し、徳王が盟長の職務を代行した。パンチェンの信任を得て他の王公に深い印象を与えた彼は、シリ

ンゴル盟の権力を掌握するや、「組織法」に反対し、盟旗制度の保留を要求した。徳王の要求にジレム盟盟長チムドサンピル、オラーンチャブ盟盟長ユンタンワンチョク、イケジョー盟盟長シャグダルジャブらも同意した（『錫林郭勒盟代理盟長徳穆楚克棟魯普等電国民政府主席蔣中正為請查照前電所陳各節轉飭中央請明令公布盟旗制度准予保留』国民政府档案（国史館（台湾）所蔵）001-059120-00001-034）。そして、徳王は辦事処の改組も要求した。徳王の活躍により、呉鶴齡に反対する各勢力が彼のもとに集結し、包悦卿ら元内人党人も合流した。1932年5月、北平に集まった王公は連名で徳王を蒙古宣撫使に任命することを国民政府に要求し、パンチェン、北平のモンゴル学生や内蒙各盟旗駐平代表会などがこれを支持した。国民政府に復帰したばかりの白雲梯も徳王を内蒙宣撫使または蒙旗保安司令に任命することを提議した（『綏遠宣慰使、甘寧青宣慰使、甘肅宣慰使、西陲宣化使、蒙古宣撫使、蒙旗宣慰使等之任免』国民政府档案001-032000-00005-000、6～7コマ、「国民政府軍事委員会為准中央政治會議秘書處函請核辦白雲梯提議請任命徳王為内蒙宣撫使或蒙旗保安司令等名義致行政院公函」1932年7月2日、中国第二歴史档案館1994：88～89）。国民政府の注目を集めた徳王は、郭らとのプランと似通う蒙古騎兵師編成計画を側近の韓鳳林に起案させ、蒋介石に提出した。彼は蒙古騎兵師によって内モンゴルの軍事権を獲得し、辦事処の改組によって内モンゴルの政権を獲得しようとしたが、いずれも失敗におわった。1932年末、彼は北平において青年たちと幅広く交流し、学生20数名を募集し、彼らと一緒にスニド右翼旗へ戻った（ドムチョクドンロブ1994：5～20、森2000：46～50）。

しかし、その過程で徳王と呉鶴齡が「組織法」をめぐる会談を実現したのは重要な歴史的意義を持つ。呉は同法の意図を「盟旗の存在を守るための法令の基礎とすることにある」と主張した。それは、「組織法」の第5条「モンゴル各盟〔チャハル、フルンボイル、ブトハ三部もこの規定にあてはまる〕および各特別旗は行政院に直属する」、第7条「モンゴル各旗は現在所属する盟に直属す

る」との規定と合致した（「立法院議決蒙古盟部旗組織法」、『蒙古旬刊』第36期、1931年10月10日：寅一～寅四）。徳王は「王公制度は完全なものではないが、その基礎の下でさらに改革をはかることができる」とし、「組織法」は多くの点で旧制を変更しており、盟旗を守ることができず、「蒙古を守る最良の方法は各盟旗を団結させることであり、この方法を実現させる前には、旧制度に賛成する」と呉に思惑を打ち明けた（ドムチョクドンロブ1994：11）。

徳王はモンゴル社会の改革を長期的な目標とするが、民族主義運動に各盟旗を団結させるために王公制度の維持を重視した。これは「モンゴルの新旧の衝突」の調整を図り、王公を中心とする盟旗制度を従前通りにすると国民政府が正式に約束することをモンゴル会議に期待していた呉の考えと一致する。だが、先述のように、請願運動が最終的に民族主義運動に「下からの」社会革命の課題を付け加えようとした近代知識人の考えをより反映し、「組織法」でさらに「下からの」社会革命の部分が重視された。その一方で、「組織法」はモンゴル社会（内モンゴル）の権益を守るための法律がない現状に鑑みて、内モンゴルの行政組織つまり盟（部）と旗に合法的な地位を与え、盟旗と省県の間には隷属関係が存在しないことを法律により規定しようとした代表団の目標を実現させた。呉の「組織法」への固執は、「条例」の効力に疑問を感じながらも、その保存を求めた善後会議時の王公・官僚の思惑と似ている。

一方、郭道甫は内人党時代の社会理解および活動について反省的思考をし、民族主義運動に際してもっぱら「平民自治」の主張から「全民運動」的な思想的枠組みを構築するにつとめた。この思想的枠組みを具体的に言えば、「盟旗統一行動」のもとで王公、青年と民衆が統一行動を取るべきであり、その実現のために仏教勢を利用する、という民族主義運動組織化の思想である。

以上より、「反呉鶴齡運動」は王公・官僚と近代知識人、そして両側の提携を図り第三勢力に転じる呉ら、すなわちモンゴル人エリートの民族主義運動に関する広範的な思想交流を実現させた、と言えよう。こうした思想的な蓄積をもとに百靈

廟自治運動が発足した。

## (2) 百靈廟自治運動

1933年初春、熱河作戦により熱河省は関東軍に軍事占領された。内モンゴルから言えば、ジレム盟、フルンボイル、ブドハ、イフミンガンに続き、ジョスト盟、ジョーオダ盟も満洲国の支配を受けるにいたった。このような時局下に内モンゴル問題にどう対処すべきかについて、徳王は集めた青年たちと何度も討論・研究を繰り返した。

7月26日、パンチェンの斡旋を経て「年配で徳望を備えた爵尊である王公の同情と支持を得た」徳王は、ユンタンワンチョクらと第一回百靈廟会議を開催した（ドムチョクドンロブ1994：23～29）。会議はシリングル、オラーンチャブ、イケジョー三盟の共同名義で電報を發し、百靈廟自治運動の幕を開けた。電報では「国内各民族の自治自決」を支持する宣言を實踐していないと国民政府を批判し、日本の脅威を前に、内モンゴルは軍事・外交を国民政府に任せる以外に「高度自治」を行う自治政府を建てることを宣言した。自治政府の樹立は「速やかに団結促進を謀り、以て中央の及ばざる所を補う」ためであると述べた（『錫烏伊正副盟長等願電』、『蒙蔵政治訓練班季刊』民国22年度上学期、1934年3月：99～100）。宣言中の「団結促進」とは、王公、青年、民衆三者の統一行動の喚起である。というのも、運動の前、徳王は王公、青年、民衆それぞれの中華民国の対内モンゴル政策への不満に言及し、「もし内蒙自治を提起すれば、かならず蒙古各界の同情と支持が得られる」と分析していたからである（ドムチョクドンロブ1994：21～22）。この考えは先述の郭の民族主義運動組織化の思想に由来するのは言うまでもない。

10月9日～24日、百靈廟に集まったモンゴル人は第2回百靈廟会議を開催した。会議には、シリングル、オラーンチャブ両盟の王公・官僚がメインとなり、チャハル代表4人、帰化城トメド代表3人が参加した。イケジョー盟は綏遠当局の規制を受け、王公が誰も参加しなかった。その他、徳王の要請に応じ、蒙古旅平同郷会、蒙古留平学生会、蒙古救済委員会なども代表を派遣し、包悦



卿は内蒙各盟旗駐平代表会を代表して参加した（「蒙蔵委員会關於徳王要求旅京蒙人参加成立内蒙自治政府大会致行政院呈」1933年9月22日、中国第二歴史档案館1994：94～95、「百霊廟第一次自治会議紀錄」、前掲『蒙蔵政治訓練班季刊』民国22年度上学期：101～103）。15日、徳王が提案した「内蒙自治政府組織法」（計36条）が決議された（前掲『蒙蔵政治訓練班季刊』民国22年度上学期：103～107）。同法案は、まず、内モンゴル各盟部旗の固有の領域に軍事・外交以外の高度な自治を行う統一政府を樹立すると定めた。第4条以下は政府機構を具体的に規定した。自治政府は、政務庁（最高の行政機関）、制法委員会（最高の立法機関）、参議庁（最高の諮問・建議の機関）を設置した（第4条、第15～35条）。そして、政府は合議体としての委員会を権力機構とし、秘書処、総務処を設け（第5～14条）、自由主義的な精神の下で、王公を中心に王公・官僚と青年が有機的に合作する体制を作り出すことを重視した。その意味で「内蒙自治政府組織法」は、「組織法」の代替<sup>29</sup>という性格を持つ。そこには為政者の立場から王公・官僚と青年の提携関係におけるアンバランス状態（「組織法」によって顕わになった）の調整を図った徳王の思想的な変化が反映されていた。したがって、自治運動には請願運動を継ぎ、その課題を成し遂げようとした側面があり、それゆえ呉鶴齡の支持を得たのである。呉は会議にエンヘアムルらを参加させる一方、南京において省側アンチテーゼを排し徳王を擁護する活動を展開し、自治問題の談判のために黄紹竑（国民政府内政部長）らが百霊廟を訪れる前に自ら会議に参加した（呉2016：195～196）。

徳王の活動が活性化し、内モンゴルの「高度自治」を宣言しモンゴル社会からの広範な支持を得たことは、成立時点の内人党の「民族統一戦線」的な性質を想起させるものである。自治談判およびその後の察哈爾、綏遠両省の内モンゴル自治の否定に傾倒した国民政府に対するモンゴル人の大規模な抗議運動についてはよく知られているため、ここで繰り返さない。結果としては、双方の間に妥協案が講じられ、「高度自治」が取り消されたものの、1934年4月23日にモンゴル人

の地方政府（委員会制度）たる蒙古地方自治政務委員会（以下、蒙政会）が百霊廟において樹立された。樹立大会に西三盟、チャハル、帰化城トメド、アラシヤ、エジネの三百人あまりの代表が集まった。委員会には内モンゴル西部の王公・官僚や総官、白雲梯、呉鶴齡らが委員として参加しており<sup>30</sup>、モンゴル社会のエリート層の縮図であった。蒙政会では、徳王、呉鶴齡、包悦卿らが重要なポストに就き、韓鳳林、エンヘアムルら青年が中堅として活躍した（ドムチョクドンロブ1994：59～60、札奇斯欽1985：84～87）。このような人員配置は、政府内に王公・官僚と青年が有機的に合作する体制を作り出せようとした徳王のこの段階での思想を反映していると言えよう。

百霊廟自治運動の思想的基盤をまとめれば、以下の通りである。善後会議以来、「盟旗統一行動」の実践者・開拓者である徳王は、「反呉鶴齡運動」中に民族主義者同士の階級対立を克服しようとする郭の民族主義運動組織化の思想を体得し、王公を中心とする王公・官僚と青年すなわちモンゴル人エリートの団結を基礎に民族主義運動への広範な支持を構築した。これは「民族統一戦線」が内モンゴルに再構築されたことを意味した。徳王はそのもとで内モンゴルの「高度自治」を宣言し、呉鶴齡らの支持も得て、蒙政会の樹立にいたったのである<sup>31</sup>。

## 6. おわりに

本稿では内モンゴル近代史の見直しの一環として、1924～1933年におけるモンゴル人エリートの思想交流に着目し、近代内モンゴル民族主義運動における「運動」と「思想」の関係、具体的には民族主義運動組織化における思想的枠組みの解明に挑戦した。その結果を要約すれば、次の通りである。

中華民国以来、モンゴル社会の中心にいた王公・官僚は、内ジャサグをめぐる政治情勢に応じながら、モンゴル社会の属人行政にちなんで伝統的な従属関係を基にし、王公同士の連携を促す「盟旗統一行動」という民族主義運動組織化の思想を形成した。そのもと、彼らは蒙蔵院と国会での権利

擁護の活動の中に「内モンゴル」としての地域・民族的な一体感を育成した。1924年の蒙事会議では内ジャサグを範囲とし、後の善後会議・請願運動ではアラシャ、チャハル、フルンボイル、ブドハ、シレートフレエなど周縁の諸「モンゴル」を取り込んだ地域統合を実現した。それが現在の内モンゴル自治区の歴史的な基礎を成していると言えよう。

一方、近代知識人とその政党組織である内人党は、「盟旗統一行動」の目指す内モンゴルの地域統合に賛成するが、その政治・文化の現状に強い不満を抱いた。彼らは、社会上層部が主導する民族主義運動が目指すのは王公による専制体制を維持する伝統志向の社会であるとし、領民として生きていた民衆に独立自治の「平民」像を与え、民衆的地平に立った民族主義運動を志向すると同時に、民衆が組織し、社会革命を行うことを期待した。そして、内人党はソヴィエト・コミンテルンと人民党の影響のもとで「階級対立」を前提とする社会革命を強調する方向に転じた。「階級対立」は内モンゴル民族主義運動の最大の妨害となった。それを克服する道を探ったのは、呉鶴齡、郭道甫および徳王である。

「モンゴルの新旧の衝突」の調整を図った呉の模索が民族主義運動を有機的に組織するための「上から」の試みだとすれば、郭の模索はそれへの「下から」の試みである。それが両者の社会理解の変遷につながった。すなわち、王公・官僚は公共の場において民衆の自治性を認めることを、知識人は盟旗政権への従属度を高めることを意識した。呉の模索は失敗するが、郭は王公、青年、民衆が統一行動を採るべきであり、その実現に宗教の力を利用する、という民族主義運動組織化の思想を形成した。その受け皿となるのは王公を中心とする「盟旗統一行動」であった。一王公である徳王が民族統一戦線の構築を実現させたことがそれを裏付けていると言えないだろうか。その意味で、本稿で扱ったこの時期は内モンゴル近代史において、その後の発展の方向性を決定する重要な時期と位置付けられる。

以上より、近代内モンゴル民族主義運動は、モンゴル社会が抱える伝統と近代、専制と民主の葛

藤の暴露と、民族主義運動に向けてそれを克服しようとしたモンゴル人エリートの思想的営為を基調としていたと言えよう。

ここから明らかなように、内モンゴルのエリート層は近代性という西洋主導のグローバルな力学の影響の下で、意見の相違を見せながらも民族統一戦線に結集している。そして、「上から」であれ、「下から」であれ、近代的改革がモンゴル社会の共同的課題となった。したがって、このような民族主義運動組織化の思想を形成させる動向は、近代内モンゴルにおける民族主義の対内的な作用とその表現形態と言えよう。内モンゴル近現代史の見直しはここから始めるべきではないだろうか。

## 注

- 1 内モンゴルは1930年代～1945年まで、満洲国と蒙疆政権という二つの政権にわかれて日本の支配下に置かれていた。
- 2 中国における研究は、ナショナル・ヒストリー構築の視点から、内人党が中国共産党による内モンゴル民族自治運動に合流し、中国からの離脱の権利の主張を放棄し最終的に中国共産党に吸収されたことに着目している(郝2009)。しかし、当時の内人党は、最初はモンゴル人民共和国(現在のモンゴル国、以下、便宜的に外モンゴルと表現する)との合併を目指し、その後に中国の管轄下における内モンゴルの高度な自立性を目指す民族主義運動を展開したのが一方の事実である(フスレ2011、Atwood1992、Liu2006)。
- 3 もともとモンゴル人の間では、ゴビ砂漠を隔てて陽と陰、南北二分割での「ウブル・モンゴル」(南モンゴル)と「アル・モンゴル」(北モンゴル)と呼ぶのが普通であり、内と外に分けるのは清朝側からの感覚である。清朝はモンゴルの社会・文化を容認し、盟旗制度のもとで間接統治をしていた。盟旗制度とは、清初のマンジュ・モンゴル関係に淵源する、既存の王族の属民支配構造を代替したのではなく、清朝の統治を実現するための一種の責任体制として、王族統治に与えられた軍事的な義務の遂行と紛争処理のための体制である。清朝期のモンゴルは、一般的に以下のように整理する

ことができる。まず、外藩蒙古と内属蒙古の二つに大別される。外藩蒙古とは、モンゴル王公をジャサグ（旗の首長）とする諸ジャサグ旗を指す。ジャサグは理藩院を経て清朝皇帝により任命され、世襲が認められており、各旗は相互従属関係のない「小王国」とも言える存在であった。外藩蒙古は、さらに内ジャサグと外ジャサグに分けられた。内ジャサグはジレム盟、ジョスト盟、ジョーオダ盟、シリングル盟、オランチャブ盟、イケジョーの6盟49旗（民国初期に53旗となる）を指す。外ジャサグとは、ハルハのトシェートハン部、セチェンハン部、サインノヨンハン部、ジャサグトハン部の4部89旗、新疆イリ將軍管轄の13旗・青海左右翼2盟29旗、アラシヤ旗、エジネ旗などを指す。一方、一部の旗に王公が存在せず、清朝によって任命された総官・副都統が交代に行政の業務を行い、中央より派遣された將軍・都統などに管轄された（以下、総官旗）。チャハル、フルンボイル、帰化城トメド、ブドハなどがこれに当たり、内属蒙古と称された。また、高僧がジャサグを担うシレートフレなど喇嘛旗が7つあった。その他、「八旗蒙古」もモンゴルの範疇として考えられるが、領域に直接関わらないためここでは除外する（岡2011、中見2013:17、橋2011:3~5）。現在の内モンゴル自治区は、おおむね内ジャサグ6盟、アラシヤ、エジネ、チャハル、フルンボイル、ブドハ、帰化城トメド、シレートフレなどを範囲とする

4 例えば、Li 1998、森 2000、Altandalai 2004、広川 2005、内田、柴田 2007、鈴木 2012、ガンバガナ 2016 などが挙げられる。

5 黄 2002、藍 2005、Tayibung 2006、橋 2011、中見 2013 などが挙げられる。

6 筆者は、別稿で内人党に関する研究動向をまとめている（ハムゴト 2016b:28~30）。他に、最近の研究として包 2016、朝魯孟 2017 が挙げられる。

7 ドムチョクドンロブ（1902~1966）、シリングル盟スニド右翼旗ジャサグ親王、当時の人々に徳王（デ・ワン）の称号で知られており、研究者もよくこの称号を使う。本稿でも徳王とする。徳王は1925年の善後会議前後に政治舞台に登場したが、1933年に百霊廟（内モンゴル名刹の一つ、オランチャブ盟に位置する）において内モンゴル

の高度自治を目指す自治運動を発動し、蒙古地方自治政務委員会秘書長に就任。1936年日本の支持を得て、モンゴル軍政府を成立し、後に蒙疆政権の主席。1949年アラシヤ定遠營自治運動（いわゆる西蒙自治運動）を発動。運動の挫折後、モンゴル人民共和国へ亡命したが、翌年戦犯として中華人民共和国へ送還された。徳王及び百霊廟自治運動については、ドムチョクドンロブ 1994、札奇斯欽 1985、札奇斯欽 1993、中嶋 2000 などの回想録、盧 1980、盧 1998、森 2000、Leibold 2003、巴特爾 2004、長命 2011、Доржийн Зоригт 2011、佐々木 2013、ガンバガナ 2016 などの研究がある。

- 8 支配層である王公とその補佐としての官僚は、外藩モンゴル社会の伝統的エリート層である。清末新政は、帝国全般の「近代化」という大枠のもとでモンゴルを「実辺殖民」の対象にした。モンゴル人が急速に少数者の地位に転落する一方で、漢人商人による市場経済網がモンゴル人の貧困化を加速させた。漢人の入植が激しい地域では、漢人移民とモンゴル人の対立が、首長である王公も巻き込んで発生した。そのため、経済的にも、軍事的にも、文化的にも近代的要素を吸収することが、モンゴル社会の焦眉の課題となった。そして、モンゴルの振興を実現する手段として、王公によって近代式学校教育が推進された（娜荷芽 2011）。育てられた人材の一部は官僚として旗の役職に就き、モンゴルの振興を図る。その一方で、後述するように、モンゴル社会の「遅れ」の原因をモンゴル社会の伝統とその「保持者」である王公・僧侶に帰した。こうした視点に立つ者たちを本稿では「近代知識人」とする。また、「蒙禁」（漢人のモンゴル流入を防止するための封禁政策）が新政の時に廃止されて以来、漢文化との接触が大幅に拡大し、漢字の姓名を持つ者が多く現れた。北京などでの留学経験を持つ王公・官僚や知識人はさらにそうであった。本稿では彼らのよく知られる名の使用を優先させ、必要に応じて初出のときに括弧内でモンゴル名または漢名を併記する。
- 9 1933年7月、徳王の指導のもとで百霊廟自治運動が発動された。しかし、ドムチョクドンロブ 1994 において、徳王は1930年代以前の自らの言動について多く語らず、それに注目した先行研究もほと

- んど見当たらない。その空白を埋めることも本稿の狙いである。換言すれば、本稿は百靈廟自治運動の思想史的研究である同時に、徳王の研究でもある。
- 10 呉鶴齡については、ハムゴト 2016a、金 2016、Lan 2017 などの論考がある。
  - 11 当時、郭は自らをモンゴル人として認識し行動したが、現在の中国ではモンゴル族と区別されたダウール族である。ダウール人が個別民族として識別される過程は、ユ 2009 を参照。郭は内モンゴル近現代史研究において、最も注目されてきた人物の一人であり、たとえば、奥登挂 2009 収録の諸論考、中見 2001、周 2012 などの研究がある。本稿で引用される郭の漢語による著作は、奥登挂 2009 による。
  - 12 本稿で引用されるラティモアの著作については、和訳版の使用を優先させているが、英語による原文も確認している。
  - 13 引文の中において、〔 〕内は筆者による補記、……は省略を示す。また、年月日の表記は西暦を基本とする。
  - 14 ボグド・ハーン政権および内ジャサグ各盟旗の対応について、橋 2011 が詳しい。
  - 15 盟旗制度の基本形態が集団組織であるために本質的には属人主義行政であるが、その一方で清朝がモンゴル社会に固定した境界を持ち込もうとした試みであるため、領域的行政区分を備え持つ（橋 2011：263）。
  - 16 『蒙蔵院蒙古職員録』は各盟旗の王公・官僚を全て蒙蔵院の職員として登録した。グンサンノルブ王は 1922 年 4 月～翌年 2 月の間に免職された以外は、終始総裁の官職に就いた。免職の原因は、蒙蔵院を通して彼がモンゴル王公の中心的存在となることに対する北京政府の警戒と一部の王公の不満であるという（札奇斯欽 2007：119～120）。
  - 17 草案ではモンゴルとチベットの議席を設けて青海をモンゴルに属させたが、一部の議員から「青海は行省でもなければ、モンゴルでもない」という意見が出された。結局、モンゴル議席から 3 席を外し、別に青海議席を設けることになる（張 2012：39）。青海は古来モンゴル人、チベット人、漢人が混在した地域であり、したがって青海議席はモンゴル議席とチベット議席と違って、地方議席という性質が強い。以下、本稿で青海とは青海 29 旗すなわち青海モンゴルを指す。
  - 18 清末の「藩部」憲政は、県が設置された盟旗のモンゴル人に対し、漢語に通じ、且つ一定の住居と財産を有している者はその選挙権・被選挙権を認めたと、県を設けておらず、漢語を通じない、伝統的な遊牧生活を行っている者に対しては別に適宜な方法を定めると主張した。こうした方針は憲政編查館に受け入れた。ここから浮かび上がるのは、理藩部はモンゴルを従来の外藩・内属ではなく、県が設置されたか否かによって区分するという姿勢である（烏力吉陶格套 2007：86～93）。漢人移民の県を統轄する 3 特別区の議席の設置には清末の「藩部」憲政との連続性を確認できる。
  - 19 後にイケジョー盟盟長シャグダルジャブは、李丹山（李鳳岡、マングルト、ジョスト盟ハラチン右旗出身）を派遣し善後会議に参加させるが、李は正式代表ではない。
  - 20 「外藩」・「内属」について、注 3 参照。1919 年末、徐樹錚の到着を背景に、外モンゴルの自治は「自発的に」返上された。翌年 1 月、フルンボイルも自治を「返上」した。外モンゴルでは、自治再興運動が発し、ボグド・ハーン政権の再興、人民政府の成立（いわゆるモンゴル革命）により事実上の独立を達成した（橋 2011：401～459）。イフミンガンはオイラド系オーロド集団の末裔であり、1757 年に現在の新疆の北部からフルンボイルに移されたが、さらに一部が現在の黒龍江省に移され一旗となった。当旗はジャサグ旗であるが、ジリム盟には属せず、他の旗から飛び離れた位置にあった（赤坂 2015：250～251）。これらの修正案ではアラシャ、エジネも提起されているが、二旗は早期に「盟旗統一行動」に合流し、民国初年の議会法にも記されているため、ここで新たな参加した盟旗には含まなかった。帰化城トメドは、都統の職が世襲制ではないが、「閑散」輔国公の爵位を保留し（張 2001：144～145）、民国時期、アラシャ、エジネ、イフミンガンと併せて特別旗と称された（呉 1975：2）。
  - 21 その中で、内人党人が王公・官僚と違うのは、青海を挙げている点である。後述するが、1920 年代後

- 半～1930年代前半、青海は内モンゴル民族主義運動に合流した。一方、イリ將軍管轄の諸旗すなわち新疆モンゴルは楊增新、金樹仁ら漢人勢力の長期に渡る新疆独占の影響でそれに合流することが不可能であり、ボグド・ハーン政権や人民政府、ソヴィエト・コミンテルンとの関係構築を模索していた。
- 22 当時の外モンゴルについては、二木 1995、生駒 2004、青木 2011 などを参照。
- 23 内人党の機関誌 *Dotoyadu Mongyol-un arad-un sedkül* (漢訳『内蒙国民旬刊』) は、鬭争の矛先を直接王公に向けており、それに対し、ゲンサンノルブラ王公は反対の陣を張っていたことも同誌で報道されている(同誌の内容について、包 2016 を参考)。一方、民衆の動員のために「革命」のもう一つの目標である仏教を許容する政策をとり、実際にも大勢の僧侶が内人党の活動に参加した。この点では、組織された際に宗教的な形態をとっていた人民党と一致するという(ボルジギン 2011: 44～48)。
- 24 一方、元内人党人自らの活動は新生の各省及び省党部の反発に遭った(「内蒙党部報告 恩克巴図等開其端包悅卿等繼其後」『南洋商報』1929年4月18日)。白雲梯は再起を汪兆銘に託したが失敗した。彼は蒙蔵委員会より免職され(「府命」『蒙蔵委員会公報』第8期、1929年12月)、後に党籍も剥奪された。
- 25 呉が主筆し、ほぼすべての代表が署名した「蒙古盟旗制度案」を土台に、他の盟旗代表の提案を吸収して作成された。最初は「盟旗組織法」と称したが、翌年10月に公布するとき、チャハル、フルンボイル、ブドハに盟と相等する「部」(アイマグ)が正式にあてられ、「蒙古盟部旗組織法」となる。実際、「組織法」の内容は、「組織法」の公布(10月12日)前に発行した辦事処の機関誌『蒙古旬刊』第36期(周年記念特刊、1931年10月10日)において漢語・モンゴル語で全文紹介されている。
- 26 「組織法」では盟自治会と旗自治会(後に盟民代表会議と旗民代表会議に変更)の設置を決め、原案の第1条「蒙古各盟旗の管轄行政権は一律に従前通りとする」が国民政府によって変更されたため王公の権利をはっきりと明言しないものとなった(ハムゴト 2016a: 17)。
- 27 会談が行われたのは1931年春であろうとみる学者もいるが(森 2000: 47)、彼らの言動や当時の政治情勢から判断して徳王の回想が正しいと思われる。
- 28 一方、ソヴィエトは満洲事変を機にふたたび武装蜂起を計画する郭を当時のソ日関係を壊す存在と見なした。武装蜂起の際、郭らはパンチェンの権威を利用しようとしていた(王 2008: 38～39、Latimore 1932: 283)。1931年12月11日、ソヴィエト領事館を訪れた郭は、そこで秘密に逮捕され、その後生死不明である(奥登挂 2009: 192)。
- 29 実際、1932年8月に出された「蒙古盟部旗組織法施行歩驟」により、「組織法」の施行が無期限延長されていた(烏力吉陶格套 2007: 157)。
- 30 後に青海の蒙政会参加が決定され、正副盟長4人が委員に任命された。しかし、馬歩芳ら青海の地域権力の反対に遭い、蒙政会との統属関係の維持は容易ではなかった。その後、モンゴル代表団にも参加していたヤリンピルは、「青海自治」を計画し、その実現に日本の支援を求めるが不発におわった(秦 2017)。
- 31 百靈廟自治運動の目的はモンゴル人エリートの団結をもとに内モンゴルを構成する諸旗を統轄する統一の行政組織を作ることであった。蒙政会の成立はこの目的の実現と言えよう。実際、東部の諸旗がすでに満洲国の一部になっているにもかかわらず、蒙政会はそれらを統轄下に置く方針を採った。ナムジルスルン(ホルチン左翼中旗ダルハン親王、満洲事変後に瀋陽を脱出)、張文がそれぞれジレム盟、ジョスト盟副盟長の身分を以て委員に選出されたことがそれを裏付ける(札奇斯欽 1985: 85)。ナヤントを含む三人の任命は、「失地」である外モンゴルと内モンゴル東部を象徴的・属人主義的に蒙政会の統轄下に配属させようとした、国民政府と内モンゴルそれぞれの思惑の表れであろう。

## 档案史料

外務省外交史料館(アジア歴史資料センター)  
国史館(台湾) 国民政府档案

## 刊行史料

- 徐正光 (主編) (2001) 『民国以来蒙藏重要政策彙編』、蒙藏委員会。
- 中国第二歴史档案馆 (編) (1991) 『中華民国史档案資料彙編』 第2輯、江蘇古籍出版社。
- 中国第二歴史档案馆 (編) (1994) 『中華民国史档案資料彙編』 第5輯第1編 政治 (五)、江蘇古籍出版社。

## 参考文献

- 日本語 (著者名五十音順)
- 青木雅浩 (2011) 『モンゴル近現代史研究 1921 ~ 1924年——外モンゴルとソヴィエト、コミンテルン』、早稲田大学出版部。
- 赤坂恒明 (2015) 「モンゴル人の牧草地であった大慶油田——黒龍江省のモンゴル人」ボルジギン・ブレインサイン編著、赤坂恒明編集協力『内モンゴルを知るための60章』、249 ~ 252、明石書店。
- 麻田雅文 (2014) 『満蒙——日露中の「最前線」』、講談社。
- 生駒雅則 (2004) 『モンゴル民族の近現代史』、東洋書店。
- 内田知行、柴田善雅 (編著) (2007) 『日本の蒙疆占領——1937 - 1945』、研文出版。
- ウラディン・E・ボラク (2015) 「内モンゴル自治政府から内モンゴル自治区へ——格下げはなぜ起きたのか」『内モンゴルを知るための60章』、350 ~ 357。
- 岡洋樹 (2010) 「清代モンゴルにおける旗籍離脱と清朝統治——ウラド後旗と広覚寺の属民争奪の経緯からみた旗民の地位——」塚田誠之編『中国国境地域の移動と交流——近現代中国の南と北——』、305 ~ 341、有志舎。
- 岡洋樹 (2011) 「清代モンゴルの社会・行政統治構造理解をめぐる試論」吉田順一監修、早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究——現状と展望』、256 ~ 275、明石書店。
- 小貫雅男 (1993) 『モンゴル現代史』、山川出版社。
- 金子肇 (2019) 『近代中国の国会と憲政——議會専制の系譜』、有志舎。

- ガンバガナ (2016) 『日本の対内モンゴル政策の研究——内モンゴル自治運動と日本外交 1933 - 1945年』、青山社。
- 貴志俊彦 (1989) 「袁世凱政権の内モンゴル地域支配体制の形成——「蒙藏院」の成立と内モンゴル三特別行政区の設置」『史学研究』185:23 ~ 40。
- 暁敏 (2009) 「満州国成立前のフルンボイル青年党の動き」『中国21』31:71 ~ 86。
- 葛生能久 (1935) 『東亜先覚志士記伝』中巻、黒龍会出版部。
- 佐々木健悦 (2013) 『徳王の見果てぬ夢——南北モンゴル統一独立運動』、社会評論社。
- 支那実情調査会 (訳編) (1927) 『露国の対支赤化運動実相』、支那実情調査会。
- 鈴木仁麗 (2012) 『満洲国と内モンゴル——満蒙政策から興安省統治へ』、明石書店。
- 周太平 (2012) 「郭道甫 (メルセ) とその時代」田中仁、三好恵真子編『共進化する現代中国研究——地域研究の新たなプラットフォーム』、146 ~ 163、大阪大学出版会。
- 橋誠 (2011) 『ボグド・ハーン政権の研究——モンゴル建国史序説 1911 ~ 1921』、風間書房。
- 趙景達 (2002) 『朝鮮民衆運動の展開——士の論理と救済思想』、岩波書店。
- ドムチョクドンロブ (1994) 『徳王自伝——モンゴル再興の夢と挫折』、岩波書店 (森久男訳)。
- 中嶋万蔵 (2000) 『徳王とともに——わたしと蒙古』、私版 (中嶋熙編)。
- 中見立夫 (1980) 「一九一三年の露中宣言——中華民国の成立とモンゴル問題」『国際政治』66:109 ~ 127。
- 中見立夫 (2001) 「ナショナリズムからエスノ・ナショナリズムへ——モンゴル人メルセにとっての国家・地域・民族」毛里和子編『現代中国の構造変動 7 中華世界——アイデンティティの再編』、121 ~ 149、東京大学出版会。
- 中見立夫 (2013) 『「満蒙問題」の歴史的構図』、東京大学出版会。
- 娜荷芽 (2011) 「清末におけるにおける「教育興蒙」について——内モンゴル東部を中心に」『アジア地域文化研究』7:61 ~ 81。
- 野津彰 (1942) 「内蒙古に於ける赤色運動の変遷」『調

- 査月報』3(10)：1～65。
- 巴特尔(2004)「徳王と一九三〇年代の内モンゴル自治運動——徳王の「民族」・「国家」観を中心に」『アジア文化研究』11：116～129。
- 白雲梯(1926)『蒙古民族自決運動』、南滿洲鉄道(水谷国一訳)。
- 哈申其其格(2013)「内モンゴルの近代とハラチン王・ダグサンノルブ——その近代的改革と独立志向をめぐる」『言語・地域文化研究』19：299～318。
- ハムゴト(2016a)「近代内モンゴル民族主義運動の一考察——一九二五～三一年の呉鶴齡の活動を中心に」『史学研究』291：1～23。
- ハムゴト(2016b)「1920年代における内モンゴル人民革命党の活動の性質について」『中国四国歴史学地理学協会年報』12：27～38。
- ハムゴト(2017)「内モンゴル人民革命党の第一期中央執行委員会について」『アジア社会文化研究』18：173～186。
- ハムゴト(2018)「1924年の蒙蔵院蒙事会議とその歴史的意義」『中国四国歴史学地理学協会年報』14：34～45。
- 広川佐保(2005)『蒙地奉上——「満州国」の土地政策——』、汲古書院。
- 二木博史(1984)「ダムバドルジ政権の内モンゴル革命援助」『一橋論叢』92(3)：102～119。
- 二木博史(1995)「リンチノとモンゴル革命」『東京外国語大学論集』51：243～259。
- ボルジギン・フスレ(2011)『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策 1945～49年——民族主義運動と国家建設との相克』、風響社。
- ボルジギン・ブレンサイン(2003)『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』、風間書房。
- 松本ますみ(1999)『中国民族政策の研究——清末から一九四五年までの「民族論」を中心に』、多賀出版。
- 水羽信男(2009)「リベラリズムとナショナリズム」飯島渉、久保亨、村田雄二郎編『シリーズ 20世紀中国史 3 グローバル化と中国』、103～122、東京大学出版会。
- 森久男(編著)(2000)『徳王の研究』、創土社。
- ユ・ヒョヂョン(2009)「ダウールはモンゴル族か否か——1950年代中国における「民族識別」と「区域自治」の政治学」ユ・ヒョヂョン、ボルジギン・ブレンサイン編著『境界に生きるモンゴル世界——20世紀における民族と国家』、115～273、八月書館。
- 漢語(著者名ピンイン順)
- 奥登挂(編)(2009)『郭道甫文選』、内蒙古文化出版社。
- 包金玲(2016)『『内蒙国民旬刊』研究』、内蒙古大学博士論文。
- 『辺疆政教名詞積義』(1933) 蒙蔵委員会。
- 朝魯孟(2017)『自治与革命——内蒙古人民革命党歴史研究(1917—1947)』、内蒙古大学博士論文。
- 長命(2011)『資料分析与歴史解説——從百靈廟自治運動到綏境蒙政会成立』、内蒙古教育出版社。
- 陳紹武(1962)「徳穆楚克棟魯普和蒋介石之關係」『内蒙古文史資料』第1輯、28～55、内蒙古人民出版社。
- 崔之清(主編)(2013)『国民党結構史論(1905～1949)』上冊、中華書局。
- 杜家驥(2013)『清朝滿蒙聯姻研究』(上、下)、故宮出版社。
- 耿昇(2004)「法国遣使会士古伯察的環中国大旅行与中法外交交渉(上)」『九州学林』2(2)：103～132。
- 郭道甫(1923a)『蒙古問題』出版者不明。
- 郭道甫(1923b)『新蒙古』出版者不明。
- 郭道甫(1929a)『蒙古問題講演録』、東北蒙旗師範学校。
- 郭道甫(1929b)「蒙疆国防問題意見書」『蒙旗特刊号』：3～12。
- 郝維民(主編)(2009)『内蒙古革命史(新版)』、人民出版社。
- 黄麗生(2002)『蒙古意識与中国認同的糾葛——民初外蒙古独立運動与内蒙古の反応』、蒙蔵委員会。
- 金兆鴻(2016)「蒙古代表团、蒙古会議与蒙古各盟旗駐京連合辦事処」『中国辺政』208：95～117。
- 藍美華(2005)「内蒙古与1911年蒙古独立運動」(『漢学研究』23(1)：393～424。
- 盧明輝(1980)『蒙古自治運動始末』、中華書局。
- 盧明輝(1998)『徳王其人』、遠方出版社。
- 『蒙蔵院召集蒙事会議議事録』(漢文・モンゴル文)(1924) 出版者不明。
- 『蒙蔵院蒙古職員録』出版年・出版者不明。
- 秦永章(2017)「雅楞丕勒及其『青海自治計劃』浅析——以日本歴史档案資料為主」『青海民族研究』

- 28(2) : 129 ~ 133。
- 天純 (1930) 『内蒙黄教調查記』、南京大功坊徳昌印書館。
- 忒莫勒 (2017) 「民国時期有関蒙地開墾の兩種珍稀文献」『西域歴史語言研究集刊』第9輯、229 ~ 235。
- 王德勝 (1987) 「北洋軍閥対蒙政策幾個問題的初析」『内蒙古近代史論叢』第3輯、26 ~ 136、内蒙古大学出版社。
- 王旭 (2008) 「關於郭道甫的一則補充史料」『内蒙古民族大学学報 (社会科学版)』34(3) : 36 ~ 40。
- 呉鶴齡 (1975) 『蒙古地区現代演變図誌』、弘道文化事業有限公司。
- 呉鶴齡 (2016) 『呉鶴齡与蒙古』、私版 (呉罕台、呉雲台編集・注釈)。
- 烏力吉陶格套 (2007) 『清至民国時期蒙古法制研究——以中央政府对蒙古的立法及演變為線索』、内蒙古大学出版社。
- 楊嘉銘 (2009) 「蒙蔵委員会之設置与初期体制變革」『蒙蔵季刊』18(2) : 20 ~ 38。
- 札奇斯欽 (1985) 『我所知道的德王与当时的内蒙古(1)』、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所。
- 札奇斯欽 (1993) 『我所知道的德王与当时的内蒙古(2)』、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所。
- 札奇斯欽 (2007) 『羅布桑車珠爾伝略』、内蒙古人民出版社。
- 張建軍 (2012) 『清末民初蒙古議員及其活動研究』、中央民族大学出版社。
- 張永江 (2001) 『清代藩部研究——以政治變遷為中心』、黑竜江教育出版社。

#### モンゴル語 (キリル文字)

Доржийн Зоригт(2011) *ДЭ ВАН : Түүхийн судалгааны бүтээл*, Монгол Улсын ШУА-ийн Олон улсстудлалын хүрээлэн.

#### モンゴル語 (モンゴル文字)

Altandalai(2004) *Yapon ba Öbür Monγol, Öbür Mong γ ol-un suryan kümüjil-ün keblel-ün qoriy\_a.*

Örgedei Tayibung(2006) *Üker jil-ün üimegen-ü gerel ba següder*, Öbür Mongγol-un suryan kümüjil-ün keblel-ün qoriy\_a.

#### 欧文

- Christopher P. Atwood (1992) *The East Mongolian Revolution and Chinese Communism, Mongolian Studies*, Vol.15: 7-83.
- Tao-Fu Kuo (1930) *Modern Mongolia, Pacific Affairs*, Vol. 3, No. 8 (Aug., 1930): 754-762.
- Mei-hua Lan (2017) *Mongolia, Japan and Wu Heling, Mongolia and Northeast Asian Studies*, Vol. 3:155-164.
- Owen Lattimore (1932) *Manchuria: Cradle of Conflict*, New York: The MacMillan Company.
- Owen Lattimore (1934) *The Mongols of Manchuria: Their Tribal Divisions, Geographical Distribution, Historical Relations with Manchus and Chinese and Present Political Problems*, New York: John Day. オウエン・ラティモア『満洲に於ける蒙古民族』、善隣協会、1934年 (後藤富男訳)。
- James Leibold (2003) *Rethinking Guomindang National Minority Policy and the Case of Inner Mongolia*, Cindy Yik-Yi Chu and Ricardo K.S. Mak eds, *China Reconstructs*, 103-124, University Press of America.
- Narangoa Li (1998) *Die Japanische Religionspolitik in der Mongolei 1932-1945*, Harrassowitz.
- Xiao yuan Liu (2006) *Reins of Liberation: An Entangled History of Mongolian Independence, Chinese Territoriality, and Great Power Hegemony, 1911-1950*. Washington, D.C.: Woodrow Wilson Center Press.

#### 新聞・雑誌 (漢語、日本語、欧文)

- 『京報副刊』。
- 『蒙古旬刊』(漢文・モンゴル文)。
- 『蒙蔵委員会公報』
- 『蒙蔵政治訓練班季刊』。
- 『南洋商報』。
- 『善後會議公報』。
- 『盛京時報』。

#### 『滿蒙』

#### Pacific Affairs



## 付記

本稿は、筆者が広島大学大学院総合科学研究科に提出し、2017年3月3日に博士学位を授与された博士学位論文『内モンゴル民族主義運動の研究（1924～1937年）』第4章「徳王の「民族主義運動」観の形成」をもとに修正・加筆したものである。呉鶴齡の子息、呉罕台、呉雲台は貴重な史料を提供してくださった。本稿の刊行にあたり、二人の匿名の査読者より貴重な助言を受けた。関係者の方々に謝意を表す。